

## 社会保険の定時決定（森）

社会保険に加入している従業員がいる事業所は、毎年7月10日までに算定基礎届を提出する必要があります。算定基礎届に4月から6月の給料を記載して提出し、9月以降の厚生年金・健康保険料の金額が決定します。

今回は算定基礎届作成の注意点についてお伝えします。

### ① 4月～6月の残業代は1年間の社会保険料に影響

残業代も含めた給料の金額をもとに、標準報酬月額を算定しますので、この期間に残業が多ければ1年間高い社会保険料を負担することになります。

### ② 通勤定期券は1ヶ月あたりで算定

支給される交通費も標準報酬月額の計算する際に、報酬に含まれます。各月に1ヶ月あたりの定期代を加算して計算します。例えば4月の給与で12か月分支給した場合には、忘れず按分するようにしましょう。

また、3月の給与と合わせて支給した場合にも、按分して各月に加算する必要がありますので、加算漏れにご注意ください。

### ③ 随時改定

昇給や降給で大幅な給与の増減があった場合には、随時改定により標準報酬月額を見直します。

なお、途中入社の場合や欠勤等で出勤日数が少ない場合は、別途ルールがあります。ご注意ください。

## 経営改善計画策定支援事業（神木）

過去のトレンドニュースでも取り上げました「経営改善計画策定支援事業」の期間が延長されました。今のところ明確な期限はなく、随時申請可能な状況となっています。

### ≪参考≫制度概要

資金繰りが厳しい、借入金の返済を緩める必要があるなど、**金融支援が必要な事業者**（\*1）が、金融機関に経営改善計画の提出や相談するにあたり、**認定支援機関の策定支援や事後フォロー**を受け、計画策定費用やフォローにかかる費用を支払った場合、その**費用のうち3分の2（上限200万円）を国が補助**してくれる制度です。

本制度は取引銀行が1行でも対象となります。

尚、保証協会の保証付き融資が支援の対象となる場合、保証協会の同意も必要になります。

〔\*1〕対象事業者は、認定支援機関による経営改善計画の策定支援を受けることにより、金融機関からの支援（新規融資やリスク（条件変更）等）が見込める**中小企業・小規模事業者**です。

特に計画策定とモニタリングは専門性が必要になりますので、金融支援を検討される場合は、認定支援機関であるイースリーパートナーズまでご連絡頂き、本制度をご活用ください。

ご不明点等がございましたら、イースリーパートナーズまでお気軽にお問合せ下さい。

【高槻事務所】TEL 072-686-5131 【大阪事務所】TEL 06-6654-6805 【京都事務所】TEL 075-354-8455

イースリーパートナーズみんなのブログ更新中です <http://e3-partners.seesaa.net/>